

こしがや能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

本ガイドラインは、国の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示されたガイドライン作成の求めに応じ、公益社団法人全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」等に基づき作成したものである。

【感染防止のための基本的考え方】

設置者及び施設管理者、公演等主催者は、来場者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じる。

特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、感染回避に徹底して取り組む。

施設管理者は、公演等主催者と協力・連携し、施設や公演に関わる全ての主体に対し、ワクチン接種の有無に関わらず、以下の基本となる共通の感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じる。また、施設管理者及び公演等主催者は、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表する。

<基本的な感染防止策>

- ・正しい付け方でのマスクの着用
 - マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
 - ※屋内で人と人の距離（2m以上を目安）が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスク着用は必要ありません。
- ・手指の消毒や手洗いの徹底
- ・大声を出さないこと、咳エチケットの徹底
- ・相互の人と人の距離の確保
- ・常時換気の励行
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・厚生労働省の非接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域の通知サービスの登録、利用者のQRコード読み取り等の推奨
- ・検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 等の症状
 - PCR等の検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

【施設管理者による具体的対策】

1 リスク評価

施設管理者は、主な感染経路である接触感染及び飛沫感染について、来場者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

併せて、大規模な人数の移動や県域を越えた移動等の見込みについての集客施設としてのリスク評価(①)や、生活圏域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響についての地域における感染状況のリスク評価(②)も行う。

また、それらの公演や催物等(来場者が1,000人を超えるものも含む)については、埼玉県において示される対応とリスク評価(①②)に基づき、実施の可否について設置者とその影響等も含めて協議し判断する。

利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演等主催者に対して施設利用が困難になる旨を伝達する。

2 施設内の各所における対応策

(1) 施設内全般

- ・施設内のドアノブや手すり等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の十分な換気を行う。
- ・施設入口と共用部分に、手指消毒用の消毒液を設置し、不足が生じないように定期的に点検する。
- ・施設入口等のドアを開放し、定期的に換気を行う。また、公演等の前後及び休憩中に公演等会場内の換気を行うよう、公演等主催者に要請する。また、利用中も定期的に適切な換気を行うよう要請する。

(2) 公演等会場入口

- ・公演等主催者に対し、会場入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。
- ・会場入口の行列は、十分な間隔(最低1m)を空けた整列、人が密集しない工夫を促す。

(3) チケット窓口等

次のとおりチケット窓口等の対応を行い、公演等主催者やチケット等取扱事業者に対しても同様の取り組みを要請する。

- ・対面で取り扱いを行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮蔽するよう努める。
- ・チケット窓口等の行列では、十分な間隔(最低1m)を空けた整列、人が密集しない工夫を行う。
- ・オンラインチケット販売等を導入するなど、現金の取扱いをできるだけ減らす。現金等の受け渡しが発生する場合には、トレイなどを使用する。
- ・チケットのもぎりの際は、マスクや手袋を着用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れて公演等主催者がそれを目視で確認するといった簡略方法を検討する。

(4) 展示室、ロビー、休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避するための表示や施設内放送等を行う。
- ・公演等の前後及び休憩中に人が滞留しないよう、段階的な入場方法等の工夫を公演等主催者に要請する。
- ・常時換気に努めるよう公演等主催者に要請する。

- ・備え付けのテーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・施設職員等が使用する際は、出入りの前後に、手洗いや手指消毒を行う。

(5) 和室、応接室

- ・常時換気に努めるよう公演等主催者に要請する。
- ・備え付けのテーブル・椅子等の物品の消毒を定期的に行う。なお、公演等主催者においても利用時にお渡しする用具により使用後の物品の消毒に協力を要請する。
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならないように入場制限等を要請する。

(6) 楽屋、放送室

- ・常時換気に努めるよう公演等主催者に要請する。
- ・備え付けのテーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。なお、公演等主催者においても利用時にお渡しする用具により使用後の物品の消毒に協力を要請する。

(7) トイレ

- ・不特定多数が接触する場所（便座・ドアノブ等）は、清掃・消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・個人のハンカチ等を使うように徹底し、ハンドドライヤーは使用しないよう要請する。
- ・トイレの混雑を想定し、できるだけ間隔を空けて整列するよう表示するとともに、公演等主催者に対して十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すよう要請する。

(8) 清掃・ゴミの廃棄

施設内の清掃事業者等に対して、次のとおり感染予防措置を要請する。

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・鼻水や唾液などが付いた可能性のあるゴミ等は、ビニール袋等に密封して処理する。
- ・作業を終えた後は、手洗い・消毒を行う。

3 施設職員に関する感染防止策

- ・施設の管理運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控える。
- ・定期的な検温の励行、体調不良や発熱（37.5℃以上）、その他、下記の症状に該当する場合も自宅待機等の対応を行い、必要に応じて医療機関等の受診を促す。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- ・施設職員の緊急連絡先や勤務状況を把握しておく。
- ・職員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

4 周知・広報

感染予防のため、来館者に対して以下について事前に施設の入口等に明示するとともに、市及び施設ホームページ等で周知・広報する。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・人と人との距離の確保の徹底

- ・下記の症状に該当する場合、来場を控える。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

5 保健所との関係

- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、越谷市保健所（Tel048-973-7530）との連絡体制を整える。

【公演等主催者に協力を求める具体的な対策】

公演等主催者においても、施設管理者の協力のもと、感染拡大を防止するために以下の対策を講じること。

<公演前の対策>

(1) 入場制限

- ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、埼玉県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討する。
- ・公演等主催者は、公演等の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況が発生させない工夫の導入を検討する（以下のような手段）。
 - ◎開場・休憩時間の延長
 - ◎入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
 - ◎入場待機列の設置
 - ◎日時や座席の指定予約による人数調整
 - ◎大人数での来館の制限 他
- ・高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演等については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、特に慎重な対応を検討する。

(2) 来場者との関係

- ・公演等ごとに、事前予約時又は入場時に来場者の氏名及び緊急連絡先を確実に把握する。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知する。
- ・接触確認アプリ（COCOA）等を活用する場合、その旨を事前に周知する。
- ・公演等主催者が払い戻しの措置等を規定するとともに、検温の実施等により有症状の来場者の入場はできないことを来場者に事前に周知する。
- ・公演等前後の三密の抑止として、公共交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り、予約システム等の活用による分散利用を促進する。

(3) 公演関係者との関係

- ・氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・来場前の検温の実施要請、有症状の公演関係者は出演・練習等を控えることを事前に周知する。
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

<公演当日の対策>

(1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力のうえ、来場者に対し以下について周知する。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ・人と人との距離の確保を徹底する。
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控える。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・接触確認アプリ（COCOA）等のQRコードを入口に掲示する等の具体的措置を講じることにより、入場時に連絡先を確実に把握する。
- ・公演等前後の三密の抑止として、公共交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り、予約システム等の活用を促す。

(2) 来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には入場しないよう要請し、払い戻しに対応する等、有症状者の入場を確実に防止する。
 - ①発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
 - ②咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合 等
- ・入場時にマスクを着用していない者がいた場合、公演主催者側でマスクを配布し、100%の着用率を担保する。
- ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、席種やエリア等による時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。また、入退場列の密集を回避するため、人員配置、導線の確保等や十分な換気を講じる。
- ・入待ちは控えるよう呼び掛ける。
- ・物品等を貸し出す場合は、十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。
- ・パンフレット等の手渡しによる配布はできるだけ避ける。
- ・プレゼントや差し入れ等は控えるよう呼び掛ける。

(3) 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- ・座席は原則として指定席にして、公演主催者側で客席状況を管理調整できる席配置とする。
- ・国の事務連絡におけるイベントの開催制限の目安等や各都道府県の対応方針を前提とし、公演（イベント）の収容率要件及び人数上限を設定する。
- ・感染リスクが高まる演出（来場者の声援を求める、来場者を能舞台に上げる、ハイタッチをする等）は控える。
- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員配置を行う等、大声の抑止の担保を図る。
- ・会場内における会話は控えていただくよう周知する。

- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。

(4) 公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・有症状の公演関係者は出演・練習等を控えることを徹底し、感染リスクの拡散を確実に防止する。
- ・公演主催者は、公演等従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握しておく。
- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で十分な間隔（最低1m）をとるようにする。また、公演時の出演者を除き、施設内ではマスクの着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底する。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿や紙コップ等を使用する。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めるとともに、十分な感染防止措置を講じる。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(5) 感染の疑いのある者が発生した場合の対応策

- ・感染の疑いのある者が発生した場合は、速やかに指定の退避場所（電話室等）へ隔離する。
- ・対応する従事者等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を徹底する。
- ・感染の疑いのある者が発生した場合の換気を行う。
- ・速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

(6) 物品販売

- ・オンライン販売やキャッシュレス決済を推奨し、現金の取扱いをできるだけ減らす。
- ・パンフレット等の販売を行う場合、十分な間隔（最低1m）を開けて整列していただく。
- ・販売に関わる従事者は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・対面で販売を行う場合は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、席種やエリア等による時間差での退場等の工夫を行う。
- ・出待ちや面会等は控えるよう呼び掛ける。

(8) チェックシートの提出

- ・感染の疑いのある者が出た場合に備え、チェックシートを利用報告書と合わせて提出する。

<公演後の対策>

- ・公演ごとに来場者の氏名及び緊急連絡先を把握するとともに、名簿を作成・保管する（保存の目安は1ヶ月間）。

- ・退場時に来場者に対し、公演等後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処方法を周知する。
- ・感染の疑いのある者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。その場合、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じること。